

令和7年2月6日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和4年（行ウ）第302号 神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件
(第1事件)

令和4年（行ウ）第383号 地方自治法に基づく住民訴訟事件（第2事件）

5 令和4年（行ウ）第446号 共同訴訟参加申出事件

口頭弁論終結日 令和6年11月5日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

10 1 本件訴えのうち、第2事件原告の第2事件に係る訴えを却下する。

2 第1事件原告ら及び第2事件原告の第1事件に係る請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第1事件及び第2事件を通じ、第1事件原告ら及び第2事件原告の負担とする。

15 事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

(1) 被告区長は、樋口高顕に対し、1億円及びこれに対する令和3年11月22日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。

20 (2) 被告課長は、千代田区が令和3年10月14日付で大林道路株式会社との間で締結した「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事（第5号）」に関する工事請負契約の残代金2億7816万6140円を同社に支払ってはならない。

2 第2事件

25 被告課長が大林道路株式会社に対して「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事（第5号）」の一時中止の通知をすることを怠ることが違法であること

を確認する。

第2 事案の概要

千代田区は、区長である樋口高顕（以下「樋口区長」という。）において、大林道路株式会社（以下「大林道路」という。）との間で、「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事（第5号）」（以下「本件工事」という。）に関する工事請負契約（以下「本件契約」という。）を締結し、大林道路に対し、前払金1億円を支払った。

本件は、(1)千代田区の住民である第1事件原告ら及び第2事件原告（以下併せて「原告ら」という。）が、樋口区長が本件契約を締結したことは違法であるなどとして、①被告区長に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、不法行為に基づく損害賠償として上記前払金相当額である1億円及びこれに対する同前払金の支払日である令和3年11月22日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を樋口区長に請求するよう求めるとともに（第1事件の請求(1)）、②被告課長に対し、同項1号に基づき、本件契約の残代金2億7816万6140円（以下「本件残代金」という。）を大林道路に支払うことの差止めを求め（第1事件の請求(2)）、また、(2)第2事件原告が、樋口区長が本件契約を締結したことは違法であるなどとして、同項3号に基づき、本件工事で伐採される街路樹という財産の管理を怠ることの違法確認として、被告課長において大林道路に対して本件契約の約款（以下「本件約款」という。）に基づき本件工事の一時中止の通知をすることを怠ることが違法であることの確認を求める（第2事件の請求）事案である。

なお、本件は、第1事件原告らが第1事件の訴えを提起した後、第2事件原告が第2事件の訴えを提起するとともに、第1事件に共同訴訟参加し、両事件が併合されたものである。

- 1 前提事実（当事者間に争いがない事実、掲記の証拠（主要なものを掲記した。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実）

(1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも千代田区内に住所を有する千代田区の住民である。
イ 被告区長は、普通地方公共団体である千代田区の首長であり、樋口区長
は、令和3年2月8日から現在まで千代田区長の地位にある。

5 被告課長は、本件工事を主管する者として、本件契約の代金の支出命令
を行う権限を被告区長から委任されており、また、本件約款に基づく工事
の中止措置をする権限を有する（弁論の全趣旨）。

(2) 本件工事の概要等

ア 本件まちづくり

10 千代田区は、神田警察通り（特別区道千第389号。以下「本件通り」
という。乙6参照）沿道のまちづくり（以下「本件まちづくり」という。）
の目標やその実現に向けた取組に関し、平成23年6月に「神田警察通り
沿道まちづくり整備構想」（乙3。以下「本件整備構想」という。）を、
平成25年3月に「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」（甲B2、3。
15 以下「賑わいガイドライン」という。）をそれぞれ策定し（なお、各策定
の経緯等については後記(4)のとおりである。）、これらの定める方針等に
従って、本件通りの整備工事を実施することとした。

イ 本件通りの整備工事

(ア) 本件通りの整備工事は、雉子橋通りから中央通りに至るまでの約13
20 60mの区間につき、本件通りの歩道空間の拡幅と快適化、自転車走行
空間の整備、街路樹の整備及び街路灯の整備等を目的として実施される
工事であり、その内容は、本件通りの車道を4車線から3車線に減らし、
その分、歩行者と自転車の空間として、本件通りの両側の歩道を拡幅し、
併せて自転車走行空間を新設するというものである（甲C87の1・図
25 1）。

(イ) 本件通りの整備工事は、まずは雉子橋通りから白山通りに至るまでの

I期区間（以下「I期区間」という。）について実施し、次いで白山通りから千代田通りに至るまでの約230mのII期区間（以下「本件工事区間」という。）について実施することとされた（甲C87の1・図1）。

このうち、本件工事区間で実施される本件工事では、車道の車線数を減らして歩道を拡幅し、自転車走行空間を整備するほか、従前、大型車両による長時間の駐車が問題視されていたことを踏まえ、車道の歩道付近に設けられていた停車帯を廃止する代わりに、荷さばきを始めとする短時間の駐車のみを可能とする駐車ます（ベイ構造と呼ばれる道路の形状により、物理的に大型車両が駐車できないようにした駐車スペース。

乙26、28参照）及びパーキング・メーターを部分的に設置するといった整備を行うこととされ、その際、植栽されているイチョウ32本（以下「本件街路樹」という。）を伐採又は一部移植の上、代わりにヨウコウザクラ39本を植栽することとされている（甲B8）。

（3）本件通りの整備工事に関する指針、規制等

ア 本件整備構想（乙3）

本件整備構想は、本件まちづくりの骨格となる考え方を提示し、住民、企業及び行政等の関係者による具体的な取組の指針となるものである。

本件整備構想においては、本件通り及びその沿道の整備方針並びに当該方針に基づく各取組内容についても言及されている。

すなわち、本件通り沿道地域の課題として、本件通りは歩道が狭く、自転車と歩行者が混在していること等が挙げられ、本件通りを車中心から人中心の道路とするという指針の下、歩道部の拡幅、並木道の整備、自転車道の整備、街路灯の整備及びパーキング・メーターの原則廃止等に取り組むほか、本件通りの沿道を3つのゾーン（歴史・学術ゾーン、文化・交流ゾーン、食・賑わいゾーン）に分け、それぞれの特色をいかした街並みを形成していくこととされている。

なお、I期区間及び本件工事区間は、上記の3つのゾーンのうち歴史・学術ゾーンに含まれている。

イ 賑わいガイドライン（甲B2。令和3年9月15日に改訂されたものが甲B3）

賑わいガイドラインは、本件整備構想の実現に向け、本件まちづくりの取り組み方を提案するものであり、本件通りの整備等を行う上での指針として、同時に、本件通り沿道の各ゾーンにおけるまちづくりのイメージの共有を図るものとして策定されたものである。

賑わいガイドラインにおいては、本件通りの整備についての具体的な指針（車線数を4車線から3車線に減らし、駐車レーン（停車帯）を原則廃止すること等）及び当該指針に基づく各取組（歩道空間の拡幅、自転車走行区間の整備、街路樹の整備及び荷さばきや駐車の制限）のほか、本件通り沿道の各ゾーンにおけるまちづくりの指針及び具体的な取組内容について定められている。

このうち、歴史・学術ゾーンのガイドラインにおいては、豊かに育った既存の街路樹を活用することが挙げられている。

ウ 千代田区道路整備方針（甲C38、乙5）

千代田区道路整備方針は、本件通りを含む千代田区道全般の整備や維持管理、利活用等に関する方向性を定めるものである。

千代田区道路整備方針では、道路整備についての個別指針に加え、街路樹の整備の個別方針、すなわち、道路空間の制約を十分考慮した樹木を選定することを基本とすること及び樹木の持つ特性を十分に考慮の上、自然樹形をいかす維持管理を推進すること等、街路樹の整備に当たっての基本的な視点について言及されているほか、樹木選定に当たっての留意事項についても記載されている。

エ 本件通りが特定道路であることに伴う規制

本件通りは、国土交通大臣によって指定された特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「移動等円滑化法」という。）2条10号）である。

5 移動等円滑化法上、道路管理者は、特定道路を条例で定める基準に適合させなければならない（同法10条1項）とされるところ、千代田区においては、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例（乙7。以下「本件道路条例」という。）及び千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則（乙8。以下「本件道路条例施行規則」という。）において、千代田区道のうち特定道路の指定を受けているものについては、
10 当該道路の歩道の有効幅員を、歩行者の交通量の多い道路にあっては3.5m以上、その他の道路にあっては2m以上とするものとされている（本件道路条例37条、39条、本件道路条例施行規則27条1号）。

15 なお、国土交通省の定める「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（概要版）」（乙9。以下「円滑化ガイドライン」という。）では、歩道の有効幅員について、車椅子使用者がいつでもすれ違えるよう2m以上を確保すべきものであるが、市街化の状況や特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間の経過措置として1.5mまで縮小することができるものとされているところ、千代田区には、このような経過措置に関する規定はない。

20 オ パーキング・メーターの設置（乙10）

警察庁交通局長が平成23年11月10日付けで各地方機関の長等に宛てて発出した「より合理的な交通規制の推進について」（以下「本件通達」という。）には、路上の駐車規制の一環として、1日の平均利用台数が一定数に満たないパーキング・メーターを撤去し、自転車レーンの整備、歩道の拡幅等既存の道路空間を有効に活用した対策を検討すべきことが定められている。

そのため、本件通りの整備工事に当たっても、本件通達に従い、既存の駐車ます及びパーキング・メーターの廃止の可否が検討されることになった。

(4) 本件契約に至る経緯等

5 ア(ア) 千代田区は、学識経験者や地域関係者を構成員とする神田警察通り沿道まちづくり検討委員会（以下「本件検討委員会」という。）での検討及び協議を経て、平成23年6月、本件整備構想（上記(3)ア）を策定した。

10 (イ) 本件整備構想において、本件検討委員会の体制を発展させ、本件まちづくりについて地域の人たちが話し合うための協議会を設置し、そこでの議論を通じて本件まちづくりを進めていくとされていることを受けて、千代田区は、平成23年9月7日、神田警察通り沿道整備推進協議会（以下「本件協議会」という。）を設置した（乙3、4）。

15 (ウ) 千代田区は、本件協議会での検討及び協議を経て、平成25年3月、賑わいガイドライン（上記(3)イ）を策定した。

20 イ(ア) I期区間の整備工事は平成28年3月18日以降に開始されたところ、千代田区議会企画総務委員会（以下「区議会企画総務委員会」という。）は、街路樹伐採の中止を求める陳情書が提出されたことを受けて、これを審査の上、被告区長に対し、I期区間の街路樹を保存するため、同区間の整備工事を見直すこと及び街路樹の在り方を含めた道路整備全般に係る指針を策定することを申し入れた。

25 (イ) 千代田区は、上記(ア)の申入れを受け、パーキング・メーターの設置及び管理の権限を有する東京都公安委員会の窓口である警視庁との間で協議を行い、I期区間については停車帯及びパーキング・メーターを全廃し、街路樹を全て保存すること並びにその場合の道路の線形について、警視庁の了承を得た（乙13、18、弁論の全趣旨）。

(ウ) 平成29年7月24日に開催された本件協議会（第10回）において、千代田区の担当者は、パーキング・メーターを全廃し、街路樹を全て保存するという、上記(イ)の見直し後のI期区間の整備の方向性について説明した（乙19（断りのない限り、証拠番号には枝番を含む。以下同じ。）、20）。

(エ) 平成30年7月31日、I期区間の整備工事が竣工し、I期区間においては、停車帯及びパーキング・メーターが全廃される一方、街路樹は全て保存された（乙19の2、弁論の全趣旨）。

ウ 千代田区は、平成31年3月、上記イ(ア)の申入れを受け、千代田区道路整備方針（上記(3)ウ）を策定した。

エ 平成31年3月7日に開催された区議会企画総務委員会において、本件通りのうち本件工事区間を含む未整備区間（以下、単に「未整備区間」ということがある。）の街路樹の保存を求める陳情につき審査が行われ、同委員会は、被告区長に対し、地域あるいは本件通り沿道の住民等に対し本件通りの整備工事について意見聴取を行い、その結果を報告すること等を申し入れた。

オ 令和元年7月8日に開催された本件協議会（第15回）において、千代田区の担当者は、望ましい道路整備について、歩道の有効幅員は2m以上確保することが必要であること、既存の街路樹を残すと歩行者有効幅員2mや自転車走行空間1.5mを確保できないこと、道路整備に当たり、既存の街路樹を現在の位置で残すことには様々な課題があり、樹木の位置をずらす、あるいは将来の街並みも考慮して新たな樹木を植えることがあるので、協議会で議論してほしいことなどを説明した。このような説明を踏まえて協議がされたものの、委員から、既存の街路樹を植え替えない方がよいという意見が出されることはなかった。（乙22、23）

カ 千代田区は、上記エの申入れを受け、令和元年12月4日から令和2年

1月30日にかけて、本件通り周辺の住民や地権者を対象として、本件通りの整備や街路樹の在り方等についての意向調査を実施することとし、アンケート用紙4704通を郵送ないし郵便受けに投函するなどして配布し、680通の回答を得た（以下「本件アンケート」という。甲A11、
5
12、C43、乙24）。

キ(ア) I期区間の交通状況について、同区間の整備工事竣工後の平成30年
10月上旬に行われた調査の結果によれば、停車帯及びパーキング・メー
ターがなくなっても依然として違法駐車が発生しており、これにより
交通の妨げが生じていることが明らかとなった。また、本件アンケート
においても、大型車両が長い時間駐車している状況について、「迷惑し
ている」との回答が44%を占めた（甲A12）。そのため、千代田区
は、未整備区間にについて、パーキング・メーターを全廃するのではなく、
短時間の駐車のための駐車ます及びパーキング・メーターを整備する必
要があると判断するに至った。（乙25～27、弁論の全趣旨）

15
(イ) 上記(ア)を踏まえて、令和2年2月19日に開催された本件協議会（第
16回）において、千代田区の担当者は、大型車両の違法駐車の問題を
解決するために、未整備区間の工事の方針として、大型車両が駐車しや
すい既存の停車帯を廃止し、パーキング・メーターの数を減らしつつ、
駐車ますを整備する案を提示したが、委員から異論は出なかった。

20
さらに、千代田区の担当者は、本件アンケートの結果を説明した上、
街路樹について、「既存の樹木を残した場合、歩行者通行空間の幅員の
基準を確保できない。」「区としては、歩道を拡幅し、自転車走行空間
を整えるため、街路樹を植え替えていくべきであると考えている。」「新
植する樹木は、今後当協議会でご議論いただき決定したい。」などと説
明した。これに対して、委員からは、植え替えに反対する意見は出ず、
「人、特に身体障害者や車椅子の方、また自転車の通行が安全安心に出

ることをベースとした上で、道路整備を進めていかなければならない」という点で意見は共通していた。

(乙26、27)

(ウ) 千代田区は、令和2年2月27日、東京都公安委員会の窓口である警視庁と打合せを行い、未整備区間における駐車ますの形状や設置数について了承を得た（乙28、弁論の全趣旨）。

なお、千代田区は、駐車ます及びパーキング・メーターの設置等を含む未整備区間の道路線形の変更について、最終的には、令和3年3月24日付で、本件通りを所管する神田警察署及び万世橋警察署を通じ、警視庁から了承を得ている（乙61～63）。

ク 令和2年6月22日に開催された区議会企画総務委員会において、新たにされた未整備区間の街路樹の保存を求める2件の陳情につき審査が行われ、同委員会は、被告区長に対し、既存の街路樹を保存しつつ整備工事を実施した場合の想定も検討した上で、学識経験者の意見を聴くなど、議論を重ね、陳情者の理解を得られるような努力をすることを求めること等を申し入れた（乙29）。

ケ 千代田区は、上記クの申入れを受け、本件工事区間を含む未整備区間につき、街路樹を保存した場合の整備想定（保存案）及び街路樹の植え替えを行った場合の整備想定（更新案）の検討を行うとともに、これらの案について、令和2年7月30日から同年8月25日にかけて、千葉大学の藤井英二郎名誉教授（以下「藤井教授」という。）を含む4名の学識経験者に対する意見聴取を実施した（乙30の1）。

コ 令和2年12月2日に開催された本件協議会（第17回）において、千代田区の担当者は、保存案及び更新案の概要並びにこれらの案について学識経験者から聴取した意見の概要を説明した。これを踏まえて協議した結果、本件協議会の総意として、「身体障害者や車椅子の方も含めて安全・

安心に通行できる道路整備を最優先に考えてほしい」「必要な幅員の確保、あるいは倒木等の危険についても避けるべき」として、街路樹を植え替える方向（更新案）で整備工事を進めるよう求めることとされた。

千代田区の担当者は、これまでの本件協議会での議論等を踏まえ、賑わいガイドラインには、①「パーキング・メーターを原則として廃止」と記載されているが、廃止ではなく数を減らす方針で整備すること、②歴史・学術ゾーンでは「豊かに育った既存の街路樹を活用する（白山通りのプラタナス、共立女子前のイチョウなど）」と記載されているが、本件工事区間の本件街路樹は全て更新する方向で本件工事を進めることとする旨説明したが、委員から異論は出なかった。

また、同協議会では、樹木の候補案及び植樹帯の整備等についての説明も行われたところ、本件協議会としては、ヨウコウザクラの植栽を提案することとし、千代田区にその検討を委ねることとされた。

（乙30、31）

サ 令和2年12月25日に開催された区議会企画総務委員会において、千代田区の担当者は、本件協議会における協議の経過等を説明するとともに、本件通りの整備工事の方針として、パーキング・メーターを「全廃」から「減数」に改めること、また、本件工事においては本件街路樹を全て更新する方向で進めること及びそれらの理由について説明するとともに、これらの工事方針及び本件工事区間において新たにヨウコウザクラを植栽する方向で検討を進めることについて、本件協議会において了承された旨報告した。

また、同委員会において、新たにされた未整備区間の街路樹の保存を求める陳情につき審査が行われ、同委員会は、被告区長に対し、移植適性度診断の結果、移植可能とされた樹木を他に移植するための予算を計上することを申し入れた。

(乙30、32)

シ 令和2年6月以降、千代田区は、本件街路樹の移植適性度診断を実施していたところ、令和3年3月末までに、本件街路樹32本のうち、診断の委託時に現存していた31本中9本が「健全」、11本が「注意すべき被害がみられる」、10本が「著しい被害がみられる」、1本が「不健全」との各判定であり、上記のとおり「健全」とされた9本のうち1本が「移植可能」であるとの診断結果を得た（甲A24、B16、乙34。なお、残りの1本は、診断の委託後に新植されたものであり、千代田区において移植可能と判断された。）。

ス 令和3年4月26日及び同年5月17日に開催された区議会企画総務委員会において、それぞれ新たにされた未整備区間の街路樹の保存を求める陳情につき審査が行われ、同委員会は、被告区長に対し、千代田区民の理解が得られるよう、丁寧に本件通りの整備工事の計画を進めることを申し入れた。

セ 令和3年5月28日付けの本件協議会（第18回）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、千代田区から本件協議会の各委員に対し事前に資料を送付し、これに対する意見について書面での回答を求めるという書面開催の方法が採られた。送付された資料は、①本件街路樹は全て更新し、ヨウコウザクラ39本を植栽することなどを記載した、本件工事区間の街路樹の取扱いに関する資料（乙37の1）、②街路樹及び植樹帯に植栽される樹種の候補に関する資料（乙37の2）及び③本件工事のスケジュールに関する資料（乙37の3）であったが、各資料に記載された方向性につき、各委員から特段の異論は出されなかった。（乙38）

ソ 被告区長は、令和3年7月9日、本件工事について、地方自治法234条1項及び同法施行令167条の6に基づき、制限付き一般競争入札（同令167条の5第1項参照）の方法による入札の公告を行った（乙39）。

タ 千代田区は、令和3年7月21日、上記スの申入れを受け、同区のホームページ上に、本件通りの整備工事の計画に関する情報の掲載を開始した。この際、同ホームページ内には、本件工事に伴って本件街路樹が更新されることを示す「現況及び整備計画比較イメージ図（Ⅱ期区間）」と題する資料（乙2）がアップロードされ、同年8月26日には「既存の街路樹を伐採または移植し、ヨウコウザクラを植えます。」と明記されるに至った。（乙2、41、42）

5

チ 令和3年8月25日、本件工事について、上記ソの入札に係る開札を行った結果、最低価格を提示した大林道路が落札者として決定した。

10

ツ 令和3年9月21日に開催された区議会企画総務委員会において、本件契約の締結に係る議案（以下「本件議案」という。）が審議され、反対・賛成の各立場からの討論がされた上で、賛成多数により可決すべきものとして決定された。

15

また、同委員会においては、未整備区間の街路樹の取扱いにつき意見交換の場を設けることを求める陳情につき審査が行われ、同委員会は、被告区長に対し、沿道住民の理解が得られるよう、丁寧に本件通りの整備工事を進めることを申し入れた。

（甲A2）

20

テ 令和3年10月13日に開催された令和3年千代田区議会第3回定例会において、本件議案が賛成多数で可決された（以下「本件議決」という。）。

（5）本件契約の締結等

ア 樋口区長は、令和3年10月14日、千代田区を代表して、本件工事のため、大林道路との間で本件契約を締結した。

本件契約の請負金額は3億7816万6140円（うち前払金1億円）で、工期は契約締結日の翌日から令和5年2月24日までとされていた。

25

本件契約に係る「種別内訳書」には、枯損木合計30本について伐採工

等の記載があり、また、高木合計2本（本件街路樹32本のうち、移植可能と診断された2本であり、これらは千代田区内の空き枠に移植することとされている（甲B8、乙37の1参照）。）について移植工等の記載がある。

5 また、本件契約には、天災等により工事現場の状態が変動するなどして、請負者である大林道路が工事を施工できないと認められるときは、発注者である千代田区は、工事の中止について直ちに大林道路に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない旨の定めがある（本件約款19条1項）。

10 (甲B8)

イ 千代田区は、令和3年11月22日、本件契約に基づき、大林道路に対し、前払金として1億円を支払った。

(6) 本件契約後の経過等

ア 被告区長は、令和3年12月4日及び令和4年1月8日に、錦町一丁目町会長からの要望を受け、同町会の住民有志に対し、本件工事に係る説明会を実施した。

イ 大林道路は、令和3年12月6日に本件工事の現場での作業に着手したが、神田警察通りの街路樹を守る会（以下「守る会」という。）から提出された街路樹の伐採をしないことを求める要望書等を踏まえ、被告区長は、事実上本件工事を一旦中止させた。

ウ 千代田区は、令和3年12月9日、上記(4)ツの申入れを受け、同区のホームページ上に、本件工事を含む、本件通りの整備工事の内容を説明するための動画の掲載を開始した（乙46）。

エ 被告課長は、令和4年1月21日、大林道路に対し、「工事に伴う街路樹の扱いについて、区民等から意見があり、丁寧に対応する必要がある」として、本件工事を一時中止する旨の通知を行った（乙47）。

5

オ 令和4年1月28日、同年3月10日及び同年4月9日の3回にわたり、本件協議会の委員と守る会の会員等との間で意見交換が行われたが、本件街路樹の取扱いをめぐる意見の一致は見られなかつたため、被告課長は、同月11日、大林道路に対し、本件工事の一時中止を解除する旨の通知を行つた（甲A23、乙48、50、54、弁論の全趣旨）。

10

カ 大林道路は、令和4年4月25日夜から同月26日未明まで、本件工事の現場での作業に着手したが、住民らが樹木にしがみつくなどして伐採に反対したため、本件街路樹の伐採等を行うことができなかつた（甲A26）。

キ 大林道路は、令和4年4月27日、住民らの抗議を受けつつも、近づけないように柵を設けるなどした上で、本件街路樹のうち2本を伐採した（甲A26）。

15

ク 千代田区議会は、令和4年7月4日、街路樹の更新を含む本件通りの整備工事の早期実施を求める旨の提出者ほか132名の陳情書を受領した。

ケ 千代田区議会は、令和4年7月7日、本件街路樹を保存するよう本件工事の設計変更を求める旨の提出者ほか325名の陳情書を受領した（甲B11の2）。

(7) 監査請求

20

ア 第1事件原告らは、令和4年4月21日、千代田区監査委員に対し、本件契約の締結は違法又は不当であるとして監査請求をしたが、千代田区監査委員は、同年6月17日、同監査請求を棄却する旨の決定をした（甲A25）。

25

イ 第2事件原告は、令和4年5月16日、本件議決の無効による公金返還請求及び公金支出差止め並びにイチョウ伐採行為の停止勧告を求めて監査請求（以下「本件監査請求」という。）をしたが、千代田区監査委員は、令和4年7月14日、本件監査請求を棄却する旨の決定をした（甲B29）。

(8) 本件訴えの提起等

ア 第1事件原告らは、令和4年7月11日、第1事件に係る訴えを提起した。

イ 第2事件原告は、令和4年8月8日、同日付け訴状により、第2事件に係る訴えを提起した。

5 同訴状に記載された請求の趣旨のうち1項及び2項は、第1事件の請求の趣旨と同一であったため、これらに係る訴えについては、第2事件原告が第1事件の訴えに共同訴訟参加の申出をしたものとして扱われた（令和4年9月22日付け上申書及び同日付け立件指示書参照）。

(9) 本件訴えの提起後の事情

10 ア 令和5年4月11日午前4時半頃、本件工事に反対する住民と千代田区の警備員がもみ合いになり、互いにけがをさせたなどとして、同年7月3日、千代田区議会議員が暴行の疑いで、住民2名と警備員が傷害等の疑いで、それぞれ書類送検された（甲C41の2、52参照）。

15 イ 千代田区は、令和5年11月15日、第1事件原告のうち3名及び第2事件原告を含む住民等10名を債務者として、本件工事の対象区間（本件工事区間とおおむね一致する。）への立入り等を禁止することを求める立入行為禁止仮処分命令申立てをし、東京地方裁判所は、令和6年3月11日、これを認める旨の仮処分決定をした（甲C52、乙69）。

2 爭点

20 (1) 横口区長が本件契約を締結したことが違法か（第1事件関係。争点1）

(2) 被告課長が大林道路に対し、本件残代金を支出することが違法か（第1事件関係。争点2）

(3) 被告課長が大林道路に対し、本件約款19条1項に基づき、本件工事を一時中止する旨の通知を行わないことが「財産の管理を怠る事実」に該当するか。該当するとして、当該怠る事実が違法か（第2事件関係。争点3）

3 爭点に関する当事者の主張

(1) 争点1（樋口区長が本件契約を締結したことが違法か（第1事件関係））について

（原告らの主張の要旨）

次のとおり、樋口区長が本件契約を締結したことは違法であり、違法に締結された本件契約に基づく前払金1億円の支出も違法であるから、被告区長は、樋口区長に対し、不法行為に基づく損害賠償として1億円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求しなければならない。

ア 本件議決が無効であること

本件契約締結に係る千代田区議会の本件議決は、次のとおり、区議会企画総務委員会において、千代田区の担当者から同区議會議員に対して虚偽ないし不正確な説明がされた結果行われたものであるから、無効である。

そして、本件契約の締結には議会の議決が必要であるところ（地方自治法96条1項5号、千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条）、本件議決が上記のとおり無効である以上、樋口区長が本件契約を締結したことは違法である。

（ア）千代田区の担当者は、令和3年9月21日の区議会企画総務委員会において、本件工事区間について、「今ある街路樹がその位置にあると整備ができない」などと説明したが、賑わいガイドラインに従い、「車線数を4車線から3車線に減少し、駐車レーンを原則廃止」すれば、本件街路樹を伐採することなく、自転車走行空間及び拡幅された歩行者空間を確保することができたのであるから、上記説明は明白な虚偽である。

なお、本件工事区間の歩道の有効幅員は1.5m以上あれば足りるものと解される。

（イ）千代田区の担当者が、「10か年にわたり」議論を重ね、「Ⅱ期工事やⅢ期に向けた整備の方向性としましては、そういった中では、大方、全会一致と言っていいほどの共通理解が図られている」などとした説明も、

実際に本件街路樹の伐採が決まったのはその約9か月前のことであって、10年にわたって議論してきたという事実はないし、また、地域住民の間でそのような共通理解が図られている状況ではなかったため、虚偽である。

5 (ウ) 千代田区の担当者は、本件街路樹の伐採に反対する住民と対立にならないように、対話の下で本件工事を進めていく旨説明したが、本件議決後に本件工事が対話の下で進められることはなかったから、上記説明も虚偽である。

10 イ 本件契約は必要のない経費の支出を伴う契約であること

本件契約を締結した樋口区長の判断は、①歩道の有効幅員が2m以上必要であることを前提としている点や、②駐車帯の全廃が困難であることを前提としている点に誤りがあり、本件街路樹を伐採することなく、賑わいガイドラインに沿った整備をすることは可能であった。

15 また、イチョウの代わりにヨウコウザクラを植栽するとした点についても、財産の管理方法や効率的な運用方法として適切さを欠く。

20 そうであるにもかかわらず、本件契約においては、健全な樹木である本件街路樹を「枯損木」と称し、伐採の必要がないのに伐採し、ヨウコウザクラを植栽することとしていることから、本件契約は、必要のない経費の支出を伴う契約である。したがって、樋口区長が本件契約を締結したことには、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項、8条に違反して直ちに違法であり、仮に区長としての裁量があるとしても、重要な事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くものとして、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たり、違法である。

25 ウ 手続に重大な瑕疵があること

本件工事の決定に至る手続においては、住民の意向を十分反映すべきであるのに、①住民に対する情報公開が極めて不十分かつ不適切であり、②

住民アンケートが不十分かつ不適切であり、③住民の意向を確認するための意見公募等の手続が一切採られておらず、④賑わいガイドラインの変更についても十分な説明がされず、意見公募等の手続も採られておらず、⑤陳情審査の集約の趣旨に反して議論が打ち切られており、その決定の過程における手続に重大な瑕疵があるから、樋口区長が本件契約を締結したことは違法である。

(被告らの主張の要旨)

ア そもそも、原告らが指摘する千代田区の担当者の各答弁は、本件議決とは別の機会にされたものである上、ある議案につき不正確な答弁がされたとしても、当該答弁の内容が当該議案に係る区議会議員の意思形成に直結するとは必ずしもいえないから、不正確な答弁がされたという一事をもって議決の適正が直ちに左右されることにはなり得ない。

また、次のとおり、本件契約に関する千代田区の担当者の千代田区議会議員に対する説明に虚偽ないし不正確と評価すべき点はなく、本件契約締結に係る千代田区議会の議決は有効である。

(ア) 千代田区は、本件道路条例施行規則の規定に従い、本件工事区間の歩道の有効幅員を2m以上確保しなければならないところ、現状、同歩道の有効幅員は広いところでも1.7m程度しか確保できていない。そして、I期区間の駐車状況(乙25)や本件アンケートの結果からすれば、本件工事区間においてパーキング・メーターを全廃することは困難であり、車道側にスペースを確保することができない以上、歩道の有効幅員を2m以上確保するためには、本件街路樹を伐採するほかない。

(イ) 本件協議会においては、本件通り沿道の道路整備等について約10年にわたって議論が積み重ねられてきたところ、千代田区の担当者は、その旨を述べたのであって、本件街路樹に関する議論が行われた期間については言及していない。

また、本件街路樹の伐採（一部移植）を含む本件工事の実施方法については、本件協議会において、構成員から特段の異論は出ず、合意が形成されたものである。

(ウ) 千代田区は、本件契約締結に係る議決を得た後、複数回にわたり、本件工事に係る住民説明会や意見交換会を開催してきたのであり、伐採反対派との対話の機会を設け、対立の解消に努めたことは明らかである。

イ 上記ア(ア)のとおり、本件街路樹の伐採は本件工事の施工に必要であり、本件街路樹を伐採（一部移植）し、新たにヨウコウザクラを植栽することは合理性を欠くものではなく、その経費についても不必要的支出とは解されない。

ウ 本件契約締結に係る千代田区の判断に不合理な点はなく、同判断に至る手続にも瑕疵はない。

(2) 争点2（被告課長が大林道路に対し、本件残代金を支出することが違法か
(第1事件関係))について

(原告らの主張の要旨)

ア 上記(1)のとおり、本件契約の締結は違法であり、これに基づく公金の支出は違法であるから、許されない。

イ 仮に、支出負担行為が違法であることから支出命令が当然に違法となるとはいえないとしても、上記(1)アのとおり、本件契約は議会の議決が必要な契約であるところ、本件議決は無効であるから、無効な議決に基づいてなされた本件契約は、著しく合理性を欠き、そのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がある。そして、契約締結の前提である議会の議決を欠いた本件契約については、千代田区から契約の相手方である大林道路に対して働きかけを真摯に行えば契約を解消できる蓋然性があり、客観的にみて千代田区が本件契約を解消することができる特殊な事情があるといえるから、本件契約に基づく公金の支出は違法である。

(被告課長の主張の要旨)

ア 普通地方公共団体が締結した債務を負担する契約が違法に締結されたものであるとしても、それが私法上無効でない場合には、当該普通地方公共団体は、その相手方に対し、当該契約に基づく債務を履行すべき義務を負う。

そして、判例上、違法に締結された契約とその私法上の効果とは別途考察されており、地方公共団体が締結した違法な契約が私法上無効となるのは、当該契約の効力を無効としなければ、法令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限られるものとされる。

また、そのような特段の事情が認められる場合とは、判例上、契約締結に至るまでの判断に、裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があり、当該契約を無効としなければ地方自治法2条14項、地方財政法4条1項の趣旨を没却する結果となる場合とされている。

しかるところ、原告らは、本件契約を無効とすべき特段の事情等について主張しておらず、主張自体失当である。

上記の点を措くとしても、上記(1)のとおり、本件契約締結に係る千代田区の判断に不合理な点はなく、また、同判断に至る過程の手続にも瑕疵はない。

(3) 争点3 (被告課長が大林道路に対し、本件約款19条1項に基づき、本件工事を一時中止する旨の通知を行わないことが「財産の管理を怠る事実」に該当するか。該当するとして、当該怠る事実が違法か(第2事件関係))について

(第2事件原告の主張の要旨)

ア 本件街路樹は千代田区の財産であるところ、健全な樹木である本件街路樹を枯損木と偽って伐採させることは、「財産の管理を怠る事実」に当たる。

そして、千代田区が制定した「工事請負契約における設計変更手続ガイドライン」及び「工事請負契約における設計変更手続マニュアル」（甲B 28 参照）によれば、設計図書に定められた着手時期に、請負者の責によらず施工できない場合（請負者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じた場合）には、千代田区は本件約款19条1項に基づき工事を一時中止させなければいけないこととされている。これは、要するに、地域住民の合意ができないのであれば工事の施工を中止しなければならないということであるから、本件契約の履行として本件街路樹の伐採をさせることは、一時中止するという本件約款上の義務に違反するものであり、適正な「管理」ではない。

したがって、千代田区の財産である本件街路樹を本件約款19条1項の一時中止の通知の義務に違反して伐採させることは、適切な「管理」ではない。

イ 被告課長は、大林道路に対し、本件約款19条1項に基づき、本件工事を一時中止するよう通知しなければならないのであるから、これを怠ることは違法である。

ウ 被告課長は、本件工事を一時中止する旨の通知を行わないことについて、財産の管理を怠る事実には当たらない旨主張するが、本件工事の履行が本件街路樹という千代田区の財産管理に影響を与えるものであることは明白であり、上記の通知を行わないことは財産の管理を怠る事実に当たる。

（被告課長の主張の要旨）

ア 「財産の管理を怠る事実」該当性（本案前の主張）

大林道路に対して本件工事の一時中止を通知しないという不作為は、財産の管理を怠る事実には当たらない。

したがって、第2事件の訴えは、住民訴訟の対象とならない事実の確認を求めるものであり、不適法である。

イ 監査請求前置を欠くこと（本案前の主張）

第2事件の訴えは、本件契約が適法かつ有効であることを前提として本件約款19条1項に基づく一時中止の通知を行わないことが違法であるとの確認を求めるものであるが、本件監査請求において、第2事件原告は、本件契約が違法であることを前提として本件工事の中止を求める措置を採ることなどを求めていたのであって、対象の同一性が認められない。

したがって、第2事件の訴えは、適法な住民監査請求を経ていない不適法なものである。

ウ 一時中止の通知をする理由がないこと（本案の主張）

本件工事区間については、本件約款19条1項が定める「工事を施工できないと認められる」事態が生じているとは認められないから、被告課長において、同条の規定する工事の一時中止を通知しなければならない理由はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（樋口区長が本件契約を締結したことが違法か（第1事件関係））について

(1) 原告らは、本件契約の締結には議会の議決が必要であるところ、本件議決は、千代田区の担当者から同区議會議員に対して虚偽ないし不正確な説明がされた結果行われたものであるから無効であり、樋口区長が本件契約を締結したこととは違法である旨主張する。

ア 原告らは、千代田区の担当者が、本件議決に先立つ令和3年9月21日の区議会企画総務委員会において、(ア)本件工事区間の歩道の有効幅員は1.5m以上あれば足りるにもかかわらず、歩道の有効幅員が2m以上必要であるという誤った解釈と、(イ)駐車ます及びパーキング・メーターを全廃しないことを前提として、(ウ)本件街路樹を伐採しなければ本件工事区間の整備工事をすることはできないとの虚偽の説明をした旨主張する。

(ア) 歩道の有効幅員について

前提事実(3)エのとおり、本件道路条例及び本件道路条例施行規則により、本件工事区間の歩道の有効幅員は2m以上と定められており、これを緩和する経過措置は設けられていないのであるから、有効幅員は2m以上でなければならないのであり、千代田区の担当者がこのことを前提として上記説明をしたことに不合理な点はない。

原告らは、他の自治体の経過措置や本件道路条例の審議の経過等を踏まえて上記基準を1.5m以上にできるように柔軟に解釈すべきであった旨主張するが、千代田区がそのような経過措置に関する規定を設けていないにもかかわらず、歩道の有効幅員を狭く解することは、移動等円滑化法及び円滑化ガイドラインの趣旨(前提事実(3)エ参照)に沿うものではなく、原告らの上記主張は採用することができない。

また、原告らは、経過措置に関する規定を設ければ歩道の有効幅員を1.5mまで縮小することができる旨指摘するが、前提事実(3)エのとおり、千代田区がそのような規定を設けていない以上、当該時点の本件道路条例及び本件道路条例施行規則の定めを前提として上記説明をするのは当然である。

(イ) 駐車ます及びパーキング・メーターについて

前提事実(4)イ(エ)及びキ(ア)のとおり、千代田区は、①停車帯及びパーキング・メーターを全廃したI期区間において、違法駐車が発生し、交通の妨げが生じていたことや、②本件アンケートにおいても、大型車両が長い時間駐車している状況を問題視する回答が多かったことから、本件工事区間を含む未整備区間においては、パーキング・メーターを全廃するのではなく、駐車ます及びパーキング・メーターを整備する方針としたのであって、この方針に格別不合理な点はない。また、前提事実(4)キ(イ)、コ及びサのとおり、上記の方針については、本件協議会及び区議

会企画総務委員会において説明がされているのであるから、千代田区の担当者がこのことを前提として上記説明をしたことに不合理な点はない。

(ウ) 本件街路樹を伐採しなければ本件工事区間の整備工事ができないとの点について

5 証拠（乙22、30の1）によれば、本件工事区間の歩道の有効幅員は、現状1.3mから2m程度しか確保できていないこと、本件街路樹の植樹帯（歩道からみて道路側に設けられている。）に1mから1.2m程度の幅員を要していることが認められる。また、証拠（乙22）によれば、幅3mの車線を1車線減らすことにより、駐車ますのあるところでも、歩道ないし自転車走行空間を片側当たり1.5m拡幅できることが認められるものの、上記(イ)のとおり、駐車ます及びパーキング・メーターを整備するためには、これ以上の道路側への拡幅は困難であることが認められる。

10 そして、前提事実(3)ア及びイのとおり、本件整備構想及び賑わいガイドラインにおいて、歩道の拡幅及び自転車走行空間の整備がうたわれており、区議会企画総務委員会においてもそのことが前提とされている（甲A2・7枚目）ところ、上記(ア)のとおり、歩道の有効幅員は2m以上である必要があり、また、自転車走行空間は1.5m程度の幅員を要することが認められる（甲C87の1・図2、乙17、22）。

15 20 以上の位置関係等によれば、本件工事区間においては、本件街路樹が現在の場所にあると、歩道及び自転車走行空間を整備することができないものといわざるを得ず（I期区間で採用した、街路樹の両側に1mずつの歩道の有効幅員を確保するという配置でも、必要な幅員を確保した歩道及び自転車走行空間を整備することはできないものと認められる。）、また、千代田区の担当者が、上記の各前提の下で説明をしていることは、その文脈やそれまでの協議の経過から明らかといるべきであって、「当

初の目的の自転車走行空間、そして、歩道を拡幅して、歩行者空間を確保していくと。そういうことを達成していくためには、今ある街路樹がその位置にあると整備ができない」（甲 A 2・7 頁）、「22m という限られた道路幅員の中で、歩道を拡幅して、安全、歩行者の空間、それから自転車の走行空間、そういうものを当てはめたときに、やはり今のイチョウをその位置に残しておくということはできない」（甲 A 2・10 頁）などとした千代田区の担当者の説明に不合理なところはなく、これが虚偽であったとは認められないから、原告らの上記主張は採用することができない。

原告らは、本件街路樹を伐採することなく歩道の有効幅員を 2m 以上とすることができるとして、これに沿う意見書（甲 C 87 の 1）を提出する。しかし、同意見書は、歩道と自転車走行空間とを区別しないものであるところ、本件整備構想や賑わいガイドラインに掲げられた自転車走行空間が歩道とは区別されたものであることは、歩道と自転車走行空間のイメージ図等の記載から明らかであり、同意見書は、そのような自転車走行空間の整備という本件通りの整備工事の目的（前提事実(2)イ(ア)）に反し、千代田区の担当者の上記説明とは前提を異にするものである。また、原告らのその他の主張も、本件通りの車線数を 2 車線にまで減少させ（なお、警視庁から 2 車線は不可とされていることにつき乙 2-2 参照）、又は駐車ます及びパーキング・メーターの設置について適切に考慮していないなど、上記説明とは前提を異にするものであって、上記判断を左右するものではない。

イ　原告らは、上記アの委員会において、千代田区の担当者が「検討に当たりましては、幅広く地域の事情に通じる方々にご参画を頂きながら、10か年にわたって議論をしてきた」（甲 A 2・6 頁）、「10か年にわたり、（中略）議論の積み重ねの中で、道路整備の方向性がまとまってきた」「大方、



全会一致と言っていいほどの共通理解が図られている」（甲 A 2・20～21 頁）などと説明したが、本件街路樹の伐採について 10 年にわたって議論してきたという事実はないし、限られたメンバーでしか議論がされていない上、地域住民の間でそのような共通理解が図られている状況ではなかったため、虚偽の説明であった旨主張する。

しかしながら、上記説明は、「神田警察通りの機能更新に関する」（甲 A 2・6 頁）、又は「沿道整備への参画について」（同 20 頁）尋ねられたのに対するものであって、その文脈上、いずれも本件通りの整備全般について説明しているものであることが明らかであり、本件街路樹の伐採のみについて説明しているものとは解されない。また、前提事実(4)のとおり、本件まちづくりについては、平成 23 年 6 月に本件整備構想が策定され、同年 9 月に設置された、地域の町会や商店街振興組合の代表者、学識経験者等を委員とする本件協議会（乙 4、弁論の全趣旨）を中心として、約 10 年にわたって様々な議論が続けられてきたことが認められるし、その議論の中で、本件街路樹の伐採を含む本件工事の実施方法につき、特段の異論は出ていなかったところであり、上記説明はその旨を述べたものと解される（甲 A 3・1 枚目参照。なお、沿道の関係者の理解を得て合意形成を図る手法として、本件協議会が念頭に置かれていることについては甲 A 2・16 頁）のであって、虚偽のものとは認められないから、原告らの上記主張は採用することができない。

なお、原告らは、本件協議会の委員に本件工事区間の住民や女性がいなかつたという事情を指摘するが、上記の委員の属性等を考慮すれば、そのような事情は、上記判断を左右するものではない。

ウ 原告らは、上記アの委員会において、千代田区の担当者が「沿道の方々との思いの乖離があるとすれば、それをできるだけ（中略）対立にならないような形で進めていきたい」（甲 A 2・25 頁）などと、反対する住民と

の対話の下で本件工事を進める旨の虚偽の説明をしたとも主張するが、前提事実(6)のとおり、千代田区は、本件契約締結後も、説明会やホームページで本件工事に係る説明をするのみならず、本件工事を一時的に中止しつつ、本件街路樹の伐採に反対する守る会の会員等との間で3回にわたり意見交換を実施するなどして意見の対立の解消を図っていたものであり、上記説明が虚偽のものであったとは認められない。

エ さらに、原告らは、本件議案の審議に先立つ令和2年12月25日の区議会企画総務委員会において、本件街路樹の保存を優先すべきとした藤井教授の意見が更新案として資料（甲A21）に記載され、不正確な情報が伝えられたとも主張する。

確かに、同資料は、保存案及び更新案のそれぞれについて、4名の学識経験者の意見を記載する体裁になっており、各学識経験者がいずれの見解に立っているか読み取りづらいところがないではないが、「保存を優先するべき」との意見は明示されており、また、上記委員会において、保存を優先すべきという意見があったことも明確に説明されていることが認められるから（乙32）、上記資料の記載は、上記委員会における審議、ひいては本件議決の有効性を左右するものとは認められず、原告らの上記主張は採用することができない。

オ そのほか、本件議決が無効であるとして原告らが主張するところも、いずれも採用することができない。

カ よって、本件議決が無効であることを前提として本件契約の締結が違法であるとする原告らの主張は、その前提を欠くものであって、採用することができない。

(2) 原告らは、本件契約は、①歩道の有効幅員が2m以上必要であることを前提としている点や、②駐車帯の全廃が困難であることを前提としている点に誤りがあり、③イチョウと比べて財産の管理方法や効率的な運用方法として

適切さを欠くヨウコウザクラを採用していることからしても、伐採の必要がない本件街路樹を伐採するなどするもので、必要のない支出を伴う契約であるなどと主張する。

しかしながら、上記①及び②の前提に誤りはなく、本件工事区間の整備のためには本件街路樹の伐採が必要であることは、上記(1)アで説示したとおりであって、本件契約が上記①及び②を前提としている点が、重要な事実の基礎を欠き、又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであるとはいえない。

さらに、上記③の街路樹の樹種については、本件アンケートにおいても、「今と同じ樹種が良い」という回答が15%であったのに対し、「新たな樹種に替えてほしい」という回答が47%あったところであり（甲A12）、本件協議会においても、「イチョウは、落ち葉や銀杏が落ちる問題があるので更新したい。」などイチョウに消極的な意見があつたことを前提に、樹形や見た目も含めた樹木の特徴・特性や維持管理等の観点から、複数の樹種を比較してヨウコウザクラと決定されたものであり、これがイチョウと比べて直ちに適切さを欠くものであるとは認められない（乙20、27、30の2、31、37の2、38、51）から、本件街路樹の樹齢やI期区間の街路樹がイチョウであることを踏まえても（甲C33、乙55、弁論の全趣旨）、本件街路樹を伐採し、ヨウコウザクラを植栽することが社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものとは認め難い。

そして、千代田区では、上記の各前提を踏まえて、前提事実(4)のとおり、本件工事の内容を検討し、本件契約の締結に至ったのであるから、本件街路樹の伐採を含む本件契約が必要のない経費の支出を伴うものとはいえないし、かかる契約を締結した樋口区長の判断が重要な事実の基礎を欠き、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものともいえない。

なお、前提事実(4)シ及び(5)アのとおり、本件工事において、本件街路樹

32本のうち移植可能と判断された2本は千代田区内の別の場所に移植されることや、その余の30本中22本はそもそも健全な状態ではなかったことも考慮すれば、本件工事は、千代田区道路整備方針（乙5・4-10）に沿って、本件街路樹を可能な範囲で有効に活用したということができるものである。

また、伐採ないし伐根の上、移植することなく処理する高木を本件契約において「枯損木」と表記したことについても、特段不合理な点はない（甲B 17 参照）。

そのほか、本件契約の締結に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとして原告らが主張するところも、いずれも採用することができない。

(3) 原告らは、本件工事の決定に至る手続においては、住民の意向を十分反映すべきであるのに、①住民に対する情報公開が極めて不十分かつ不適切であり、②住民アンケートが不十分かつ不適切であり、③住民の意向を確認するための意見公募等の手続が一切採られておらず、④賑わいガイドラインの変更について十分な説明がされず、意見公募等の手続も採られておらず、⑤陳情審査の集約の趣旨に反して議論が打ち切られており、その決定の過程における手続に重大な瑕疵があるから、樋口区長が本件契約を締結したことは違法であると主張する。

しかしながら、①前提事実(4)によれば、千代田区は、地域の町会や商店街振興組合の代表者、学識経験者等を委員とする本件協議会（乙4、弁論の全趣旨）や、区民の代表機関である千代田区議会の区議会企画総務委員会において、本件工事やI期区間の整備工事を含む本件まちづくりについて説明して意見を聴取し、これを踏まえて隨時方針を修正しつつ手続を進めてきたものであり、また、同委員会については、住民も傍聴し、ホームページ上で議事録を閲覧することができたことが認められる（弁論の全趣旨）。加えて、千代田区は、未整備区間の街路樹の取扱い等に関する陳情を審査した同委員

会の申入れを受け、住民の理解が得られるよう、ホームページ上に本件工事の計画の概要を掲載するなどしていたことも認められる（前提事実（4）タ、（6）ウ）。また、②③千代田区意見公募手続要綱及び参画・協働ガイドラインにおいて、本件工事のような道路工事については住民アンケートや意見公募、住民説明会等の実施は義務付けられていないことが認められるが（甲C35、乙52、53参照）、そうであるにもかかわらず、千代田区は、前提事実（4）カのとおり、本件アンケートを実施して住民等の意向調査をしていたのであり、その実施方法や内容に特段不合理な点は認められない。加えて、④賑わいガイドラインについても、重要な改定ないし変更がある場合には意見公募や住民説明会が必須とされているが（甲A16、乙52、53）、道路整備に当たって活用すべき既存街路樹の具体例の記載について、「など」の文言を削除するという修正の内容に照らせば（甲B2、3）、これが重要な改定ないし変更に当たるとまでは認め難く、また、上記内容に加えて、賑わいガイドラインでは「原則廃止」とされているパーキング・メーターにつき、本件工事ではこれを減少させるにとどめることについては、本件協議会及び区議会企画総務委員会において明示的に説明されていることが認められる（乙30の2、31、32）。さらに、⑤原告らが指摘する議論の打ち切りについては、本件契約締結後の事情であるから、本件契約の締結の違法性を基礎付けるものにはなり得ず、この点を措くとしても、前提事実（6）のとおり、千代田区においては、本件契約締結後も、複数回にわたって住民説明会を実施し、また、守る会の要望書等を踏まえて本件工事を一時中止した上で複数回にわたって意見交換を実施したものの、本件街路樹の取扱いについて意見の一一致が見られず、本件工事の早期実施を望む声もある中で（甲B11の1）、協議が打ち切られたものである。これらの事実からすれば、本件工事の決定に至る手続において、住民の意向の聴取や反映が、本件契約締結の違法をもたらす程度に不十分であったとは認められず、他にそのような評価を可能と

する事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(4) 以上によれば、樋口区長が本件契約を締結したことが違法であるとする原告らの主張は、いずれも採用することができないから、その余の点について判断するまでもなく、原告らの被告区長に対する地方自治法242条の2第1項第4号に基づく請求（第1事件の請求(1)）は、いずれも理由がない。

2 争点2（被告課長が大林道路に対し、本件残代金を支出することが違法か（第1事件関係））について

10 契約に基づく債務の履行として行われる公金の支出について地方自治法242条の2第1項第1号に基づく差止めを請求することができるのは、当該契約が私法上無効である場合に限られる（最高裁平成23年（行ヒ）第452号同25年3月28日第一小法廷判決・裁判集民事243号241頁。最高裁昭和56年（行ツ）第144号同62年5月19日第三小法廷判決・民集41巻4号687頁参照）。

15 上記1で説示したとおり、本件契約を締結した樋口区長の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用ではなく、本件契約を私法上無効ならしめる事情は認められないから、その余の点について判断するまでもなく、原告らの被告課長に対する地方自治法242条の2第1項第1号に基づく差止請求（第1事件の請求(2)）はいずれも理由がない。

20 3 争点3（被告課長が大林道路に対し、本件約款19条に基づき、本件工事を一時中止する旨の通知を行わないことが「財産の管理を怠る事実」に該当するか。該当するとして、当該怠る事実が違法か（第2事件関係））について

25 (1) 地方自治法242条の2に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は同法242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又

は事実としての性質を有するものである。そして、上記の住民訴訟の目的に照らせば、これらの事項のうち「財産の管理」とは、当該財産の経済的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為をいい、「財産の管理を怠る事実」とは、そのような財務会計上の財産管理行為を怠る事実をいうと解するのが相当である（最高裁昭和62年（行ツ）第22号平成2年4月12日第一小法廷判決・民集4卷3号431頁参照）。

したがって、第2事件に係る訴えが適法であるといえるためには、第2事件原告が主張する「怠る事実」の対象である「財産の管理」が、上記の意義における財務会計上の財産管理行為に当たる場合でなければならない。

(2) 第2事件原告は、被告課長が大林道路に対して本件工事を一時中止する旨の通知を行わないこと、ひいては、本件工事により本件街路樹を伐採させることが、千代田区の財産である本件街路樹の管理を怠る事実である旨主張している。

しかしながら、前提事実(2)イ(ア)のとおり、本件工事を含む本件通りの整備工事は、本件通りの歩道空間の拡幅と快適化、自転車走行空間の整備、街路樹の整備及び街路灯の整備等を目的として実施される工事であり、千代田区が本件通りの設備等を整え、公共の用に供するという道路管理行政の見地からする道路行政担当者としての行為（判断）であって、本件通りやそこに植栽された本件街路樹の経済的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないといるべきである（甲A2参照）。

したがって、第2事件原告の主張する「怠る事実」、すなわち、本件工事を一時中止する旨の通知を行わないこと、あるいは、本件工事を実施するとは、「財産の管理を怠る事実」に該当せず、住民訴訟の対象となるものとはいえない。

(3) よって、第2事件に係る訴えは、住民訴訟の対象とならない事実の確認を求めるものであり、不適法である。

4 結論

以上によれば、本件訴えのうち、第2事件原告の第2事件に係る訴えは不適法であるからこれを却下することとし、原告らの第1事件に係る請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

品田 幸男



10

裁判官

石神 有吾



15

裁判官

邊見 育子



20

(別紙)

当　事　者　目　録

東京都千代田区 [REDACTED]

第 1 事件 原 告

東京都千代田区 [REDACTED]

第1事件共同訴訟参加人兼第2事件原告

(以下「第2事件原告」という。)

上記 11 名訴訟代理人弁護士

大　　城

聰

熊澤美帆
久道瑛未

東京都千代田区九段南1-2-1

被 告 千代田区長
樋口高顕

(以下「被告区長」という。)

被 告 千代田区環境まちづくり部道路公園課長
千賀行

(以下「被告課長」という。)

上記両名訴訟代理人弁護士 片岡由紀
同 指 定 代 理 人 阿部孝敬
合田順正
品治

以 上

これは正本である。

令和7年2月6日

東京地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 山崎博

